

大阪府知事登録貸金業者 様

大阪府商工労働部中小企業支援室長

令和4年度における指導監督方針について（通知）

日ごろから、本府の商工労働行政の推進にご協力いただき、お礼申し上げます。

標記について、貸金業法（以下「法」という。）に基づき、下記のとおり指導及び検査等を実施しますので通知します。また、貸付業務の状況等を把握する必要があるため、「事業報告書」及び「業務報告書」を徴求しますので、所定の期限までに必ず提出してください。

記

1 立入検査又は運営状況の聴き取りの実施について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業態の変化や本年4月1日からの民法改正に伴う成年年齢の引き下げなど、貸金業者を取り巻く社会環境が大きく変化する中、貸金業者は法に規定する目的に基づく業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図ることが引き続き求められます。そこで令和4年度は前述の法の目的を踏まえ、コンプライアンス遵守の観点からも原則、全事業者に対して、帳簿書類の確認等を含む立入検査（以下、「検査」という。）又は運営状況の聴き取りを実施いたします。検査の実施日等については個別に連絡する予定です。ご了承ください。

また、日常の貸金業の営業実態を確認する観点から、前年度同様、事前に連絡をすることなく貸金業務取扱主任者（以下「主任者」という。）の設置確認等の検査を実施（無通告による検査）する場合があります。

なお、検査を拒否した場合や検査の結果、違法な行為が認められた場合には、法に基づき、厳正な処分（業務改善命令、業務停止命令、登録の取消）を行う場合がありますのでご注意ください。

※検査における主な着眼点については、下記のホームページを参照してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin_torikumi/torikumih25.html

2 「事業報告書」の提出について

法第24条の6の9の規定により、各貸金業者の毎事業年度ごとに提出が義務付けられているものです。

(1) 提出期限 毎事業年度経過後3ヶ月以内（※個人事業者の提出時期は3月末です。）

(2) 添付資料

ア 法人

①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書、④※自己検証リスト（直近3か月分）

イ 個人事業者

①別紙様式第4号「財産に関する調書」及びその価額を証する書類（金融機関の残高証明書、銀行預金通帳の写し、固定資産評価証明書等。作成に当たっては「財産に関する調書」下部の記載上の注意を参照）、
②※自己検証リスト（直近3か月分）

〔※自己検証リストの添付が必要な業者の内容…下記のア又はイに該当する貸金業者で、外部監査を行っていない業者〕

ア 他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者

イ 貸金業の業務に従事する者が1名でかつ当該者が常務に従事する唯一の役員として代表者となっている法人形態の貸金業者

(3) 提出先及び提出部数

① 協 会 員

- ア 提出先 日本貸金業協会 大阪府支部（郵送可）
〒542-0081 大阪市中央区南船場 1 丁目 16 番 20 号
ムラキビルディング 3 階
（TEL 06-6260-0921）
- イ 提出部数 各 3 部（ただし、「その価額を証する書類」については 2 部、「自己検証リスト」については 1 部）

② 非 協 会 員

- ア 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ（郵送可）
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25 階
- イ 提出部数 各 2 部（ただし、「自己検証リスト」については 1 部）

※ 「事業報告書」、「財産に関する調書」及び「自己検証リスト」の様式は、下記（大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページ）からダウンロードできます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html

3 「業務報告書」の提出について

令和 4 年 3 月末日時点での貸付状況を把握するため、法第 24 条の 6 の 10 の規定により徴求を行うものです。

(1) 提出期限 令和 4 年 5 月 31 日（火）

(2) 提出先及び提出部数

① 協 会 員

- ア 提出先 日本貸金業協会 大阪府支部（郵送可）
〒542-0081 大阪市中央区南船場 1 丁目 16 番 20 号
ムラキビルディング 3 階
（TEL 06-6260-0921）
- イ 提出部数 3 部

② 非 協 会 員

- ア 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ（郵送可）
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25 階
- イ 提出部数 2 部

※ 「業務報告書」の様式は、下記（大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページ）からダウンロードできます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html

※ 記載上の留意点について

- (i) 「事業報告書」及び「業務報告書」に記載していただく「残高」欄については、報告書の種類によって金額の単位が異なりますのでご注意ください。
- ・事業報告書…百万円単位
 - ・業務報告書…千円単位
- (ii) 「事業報告書」若しくは「業務報告書」の提出がない場合又は虚偽の報告を行った場合、法第 24 条の 6 の 4 の規定により業務停止を命ずることがあります。また、法第 48 条の規定により 1 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれを併科されることがありますので、必ず提出してください。
- (iii) 表紙の住所の記載は、貸付けの業務に係る主たる営業所等の郵便番号、住所及び電話番号となります。誤ってご自宅住所の情報を記載されませんよう、ご注意ください。（個人の貸金業者のみ該当）

4 「財産的要件」を満たさなくなった場合の対応について

貸金業登録の要件である純資産額 5,000 万円は、登録申請時だけでなく常時維持しておく必要があります。下回った場合は、法第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 1 号の規定により登録取消処分の対象となります。純資産額が 5,000 万円を下回った場合は、当課貸金業対策グループにご一報いただくとともに、以下の項目について報告してください。

(1) 提出書類

- ・ 財産的基礎に関する届出書

(2) 報告していただく項目

ア 純資産額

イ 上記純資産額の算出根拠

ウ 純資産額を回復させる計画

※貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という。）に基づき「純資産額を回復させる計画」についてヒアリングを行います。

(3) 提出期限

- ・ 当該事由発生日から 2 週間以内

(4) 提出先

協会員：日本貸金業協会大阪府支部（電話:06-6260-0921 住所:大阪府中央区南船場 1 丁目 16 番 20 号 ムラキビルディング 3 階）

非協会員：大阪府商工労働部中小企業支援室金融課（電話:06-6210-9506 住所:大阪府住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階）

※ 「財産的基礎に関する届出書」の様式は、下記（大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページ）からダウンロードできます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html

5 「貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知（写し）」の提出について

貸金業者は、営業所又は事務所ごとに常時勤務する主任者を設置しなければなりません。この主任者登録の有効期間は 3 年であり、登録を更新する場合は有効期間の 2 ヶ月前までに日本貸金業協会へ更新の申請を行う必要があります（※更新の登録の手続きにあたっては、更新前 6 ヶ月以内に内閣総理大臣の登録を受けた機関「日本貸金業協会」が行う講習を受けなければなりません）。

つきましては、当該主任者の登録更新結果を確認しますので、「貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知」を受領した場合は、その写しを提出してください。

なお、主任者が更新手続きをしなければ、主任者登録はその効力を失うことになります。当該営業所等の主任者が不在の状態になるなど、法に定める設置要件を欠くこととなった場合は、行政処分の対象となることがありますのでご注意ください。

(1) 提出期限 主任者が当該通知を受領後、速やかに提出すること

(2) 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ（郵送可）

〒559-8555 大阪府住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25 階

※ 日本貸金業協会から送付されてきた通知が「登録更新完了通知」でなく、「登録完了通知」となっている場合は、主任者登録番号が変わることから、別途「変更届出書」を提出する必要があります。

6 貸金業トピックスをぜひご活用ください

大阪府ホームページ内の金融課のページにおいて、貸金業トピックスというページを公開しています。毎月法令改正や登録申請事務における注意点など、重要なお知らせを登録貸金業者のみならず向けに発信しています。ぜひ定期的にご覧ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/column.html

7 変更の届出について

法第8条の規定により、変更事項によって届出の時期が決まっていますので、期間内での届出書の提出をお願いします。変更届出書の提出が遅れた場合には遅延理由書の提出を求められますが、遅延理由書が添えられている届出が多く見受けられます。提出遅延が続く場合には再発防止策についてヒアリングを行うことがあります。提出事項及び期限は法定事項ですので厳守してください。

(1) 事前届出が必要になるもの（あらかじめ届出が必要なもの）

- ① 営業所の「移転・新設・廃止・名称」
- ② 広告又は勧誘する際に表示する「連絡先等」

(2) 事後届出が必要になるもの（変更の日から2週間以内に届出が必要なもの）

- ① 商号及び名称
- ② 個人事業主の「氏名」
- ③ 法人における役員・株主・法定代理人の「就任・退任・役職・氏名」
※役職については、取締役が代表取締役に就任した場合のみ必要です。
- ④ 使用人の「就任・退任・氏名」
- ⑤ 貸金業務取扱主任者（主任者登録番号の変更を含む）
- ⑥ 業務の方法等
- ⑦ 他に事業を行っているときの事業の種類

※ 変更の届出に必要な添付書類について、提出期限に間に合わないことがわかった場合は府にご連絡ください。

※ 法務局へ登記申請を行っているものの登記事項証明書（法人登記）の添付が間に合わない場合は、先に変更届出書及び登記事項証明書（法人登記）以外の添付書類を提出し、後日登記事項証明書（法人登記）を提出することも可能です。

8 廃業される場合の対応について

貸金業を廃業される場合は、法第10条の規定により「廃業等届出書」を廃業後30日以内に提出の上、法第24条の6の10の規定により必ず残貸付債権の状況を報告してください。また、残貸付債権のある間は、「みなし貸金業者」に該当し、年に1度（事業年度経過後3ヶ月以内に）「残貸付債権の状況等に係る報告書」を提出することにより、その状況を報告していただくこととなっていますので、遺漏のないようお願いします。（詳細は、下記のホームページを参照してください。）

なお、「みなし貸金業者」については、終了する（残貸付債権が0になることをいう。）まで引き続き法の適用を受け、残貸付債権の取立て等について立入検査を行うなど指導監督の対象となりますので、ご注意ください。

※ 「廃業等届出書」の様式は、下記（大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページ）からダウンロードできます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html

[問合わせ先]

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課

貸金業対策グループ 中原・野中・前田・岡崎

TEL：06-6210-9506（直通）

FAX：06-6210-9510